



◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



全国一斉アスベスト被害ホットラインで電話を取る相談スタッフ  
12月22日 労職研事務所

### 87号目次

- ☆ 年頭挨拶 P2
- ★ 今年も全国一斉アスベスト被害ホットラインに参加しました P2~P3
- ☆ 名古屋入国管理局との意見交換会を開催 P3
- ★ 六番町駅アスベスト飛散事故に関する専門家意見が公表されました P4~P5
- ☆ 山梨支部を設立しました P6
- ★ 石綿肺がんで亡くなったニチアス羽島工場元労働者の遺族がアスベスト被害国家賠償訴訟を提訴 P6~P8
- ☆ 外国人実習生受入れ企業による市議提訴事件の報告 2 P8~P9
- ★ 静岡県立大学でユニオン活動を紹介！ P10~P11
- ☆ …「天上からの一筋の光」… P11
- ★ 事務局からのお知らせ P12

## ☆年頭挨拶



明けましておめでとうございます。

労災職業病は減ることはなく、どんどん増加傾向にあります。先日行いましたアスベストホットラインでは、非常にたくさんの相談件数があり、今後も相談者が増え続けていく可能性があります。アスベスト疾患というものは、ばく露してから30年、40年経ってから見つかります。まだまだこれから増えていくと思われまので、私達の活動はおそらく減ることはないでしょう。よりいっそう頑張っていかななくてはなりません。

またアスベストだけではなく、様々な仕事上の病気があります。先日も労職研の会員の旦那さんが、胸が痛いということで杉浦医院に来院されました。狭心症の疑いがあったので総合病院への紹介状を書いたところ、紹介した3日後に狭心症の診断が下され、4日後に緊急手術が行われました。長時間労働が原因ではないかとの疑いがあり、話をお聞きすると「時間外労働が毎月80時間以上、直近では100時間を超えていた。そんな生活を何年もしていた。」ということでした。そのようなブラック企業、長時間労働を強いられる現場で働く人たちへの関わりを今後一層深めて支援していかななくてはなりません。

アスベストで言えば、家族の会がどんどん地方に広がっており、静岡、長野、新潟で準備会が立ち上がりつつあります。愛知県以外の所でも、問い合わせや相談ができる窓口が必要ですので、今後も活動を拡げていこうと思っています。活動を拡げていくと、事務局の体制を整えていかななくてはなりません。今は事務局員二人の肩に負担がかかっているの、何とか人を増やしていけたらと思います。先日のホットラインの時にも、お父様を石綿肺がんで亡くされた会員さんが相談員としてお手伝いをして下さいました。そういったつながりを拡げていき、事務局体制を整えていけたらと思います。

今年も引き続き、ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

(労職研代表 森 亮太)

## ★今年も全国一斉アスベスト被害ホットラインに参加しました



12月20日に厚生労働省が毎年行っている石綿ばく露作業による労災認定等事業場公表が行われたことを受け、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（以下、患者と家族の会）は全国一斉アスベスト被害ホットラインを12月21日から22日まで北海道、東京、名古屋、大阪、四国、九州等の拠点で二日間行いました。労職研に事務所を置く、患者と家族の会東海支部も参加し愛知、岐阜、三重、静岡、長野、福井、石川、富山、新潟から67件の相談電話を受け付けました。多くの相談を受けることが出来たのは、中皮腫の闘病記・仄かな希望を書いた橋本貞章さんをNHKのおはよう日本等で紹介してくれた名古屋放送局の松岡康子記者がホットラインを取材して下さいた他、中日新聞社や朝日新聞社、信濃毎日新聞、静岡新聞、新潟日報、北日本新聞等、これまで患者と家族の会の取り組みを報道してきた新聞社がホットラインの告知記事を一斉に掲載してくれたことが大きかったです。

今回のホットラインは水道工事会社の現場監督をしていたお父さんを石綿肺がんで亡くした尾崎章太さんが手伝ってくれました。昨年はお連れ合いを中皮腫で亡くした北陸支部の野村美雪さんや宇田川かほるさんに手伝ってもらいましたが、昨年に続いて今年も遺族の方のお力を借りました。皆さん労災申請等で苦労した経験をお持ちの方々なので、相談対応も行うことが出来るのです。

ホットラインには「中学卒業後、1年だけ石綿工場で働いた経験があるが、最近、病院でじん肺という診断を受けた」という相談や、「昔、アスベストの入った麻袋再生の仕事をしていた。最近、中皮腫を発症してしまったがどんな補償制度があるのか」という相談、「40年以上機関士として貨物船等に乗船し、機関室の煙突配管に使用されたアスベスト保温材の修理をしていた。肺がんを発症したが労災が認められない」等、様々な相談が寄せられました。

(事務局 成田 博厚)

## ☆ 名古屋入国管理局との意見交換会を開催



名古屋入国管理局と労職研も加入する東海在日外国人支援ネットワーク（以下、ネットワークとします。）との5回目になる意見交換会を2016年12月19日に行いました。名古屋入管とネットワークは、これまで2012年11月、2013年12月、2014年12月、2015年1月にも意見交換会を行っています。

最初、ネットワークが名古屋入管に意見交換会の実施を要請した時は随分警戒もされました。しかし、最近では毎年の定例行事として名古屋入管に受け入れていただいております。意見交換会が有意義なものになるよう、入管側出席者についてもネットワーク内で関心の高い技能実習、難民、入管収容者への処遇の分野については入管担当者に必ず出席していただいております。配慮していただいております。

入管は日本の入国管理政策、難民政策の最前線です。入管と定期的に意見交換することにより、最新の状況がつかめるのは外国人支援をしているネットワーク加入団体にとって有意義です。労災被災者支援団体で働く私にとって今年最も興味深かった事は、名古屋入管内ではインドネシアからの難民申請者が2015年647人、2016年1月から8月末までで826人と急激に増えている事でした。この数字から今後東海地方で、インドネシア人労働者の労働問題や労災が増える可能性が示唆されていると考える事が出来るからです。

(事務局 成田 博厚)



入管との意見交換会



## ★六番町駅アスベスト飛散事故に関する専門家意見が公表されました

3年前の平成25年12月12日、名古屋市交通局名港線六番町駅の換気機械室内の壁・天井に吹き付けられていたアスベストの除去工事が始められました。同日、保健所が換気機械室前の駅コンコースで空気を吸引採取したところ、空気1ℓあたり700本ものアスベストが飛散していることが判明し工事は中断、現在も六番町駅の換気機器室は密閉され除去されなかったアスベスト吹付材が残ったままになっています。

この事態を重く見た労職研と愛知健康センターは平成26年1月、共同で石綿飛散事故発生原因の究明と労働者及び乗客の石綿ばく露実態の検証、並びに飛散事故責任の調査を客観的に行うこと等を交通局に求める要請書を提出しました。同年5月10日、交通局は六番町駅アスベスト除去工事に伴い飛散したアスベスト粉じんの健康への影響及び対策について意見を聴取する為、公衆衛生や医学の専門家構成員5人（表1）を招集し「六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会」を発足させ第1回検討会が開催されました。これまでに検討会は9回開催され労職研事務局は傍聴をしてきました。昨年、12月12日、最後の第9回検討会が行われ、専門家構成員による意見書の取りまとめが行われました。労職研は検討会による六番町駅アスベスト飛散の健康への影響及び対応に関する意見書の公表を受け、要望書を交通局に提出しました。



アスベスト飛散事故のあった六番町駅換気機械室の扉（中央）

（表1）六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会構成員

氏名	役職等
宇佐美 郁治	独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院 副院長 医学博士
上島 通浩	名古屋市立大学大学院 医学研究科 環境労働衛生学分野 教授
那須 民江	中部大学生命健康科学部スポーツ保健医療学科（名古屋大学名誉教授）教授 医学博士
新谷 良英	㈱大同分析リサーチ 環境測定センター 環境専門部長 環境計量士
久永 直見	愛知学泉大学 家政学科 教授

### 検討会構成員の意見

専門家検討会による意見書はアスベスト飛散事故の原因については、密閉されたアスベスト除去工事区画の空気が外に漏れださない為、工事区画内の空気を外に出し負圧の状態に保つ為の機械、負圧除じん装置内部のアスベストを外部に出さない為に取り付けられた HEPA フィルタ取り付け部に隙間があったことと、除去する際にアスベストを飛散しにくくする為に吹き付ける湿潤化剤を使用しなかった事が原因と推認するとなりました。また、駅構内と外部へのアスベスト粉じんの拡散状況については、事故発生時と同じ冬期に六番町駅構内で空気の流れを測定した結果を用いて汎用流体解析ソフトウェアによるシミュレーションを行い、アスベストは換気機械室前の

コンコースからホームへ降りる階段を通じてホームに拡散したり、一部は職員トイレの排気ダクトから駅換気塔を通じて外へ漏えいしたりしたこと等を推定しました。

健康リスクの評価については、WHO（世界保健機構）やUSEPA（米国環境保護庁）、Hughes氏（米国 Tulane 大）の国際的な3つの評価方法により生涯過剰発がんリスク（中皮腫・肺がん）を算出したところ、生涯過剰発がんリスクは最もばく露量の多かった駅員については環境庁中央環境審議会が設定した有害大気汚染物質リスクレベルの当面の目標値である10万人あたり1人を下回り、これに比べたリスクは駅利用者では1/20程度、駅換気塔排出口では1/6程度と低値であったと結論付けました。その上で健康に不安を感じる方等からの質問や相談に応じる体制を整え、アスベストの健康影響出現までの潜伏期間の長さを考慮して、具体的に対応することと交通局に勧告しました。

さらに検討会意見書は再発防止策の実施についても要望し、アスベスト漏えいを粉じん計等により常時監視し、漏えい時は直ちに工事中止等の措置を講じることや監督員の継続教育、作業開始時のチェックリストを含むマニュアルの準備等が提言されました。

### 検討会意見書を受けて労職研から要望書を提出

労職研と中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は検討会意見書の公表を受け、意見書に関する公開の説明会を行うこと、アスベストに高濃度ばく露した六番町駅駅員等に意見書の内容を周知すること、名古屋市交通局に相談窓口を設けること、六番町駅換気機械室に残るアスベスト吹付材の除去を安全に行うこと等を求める要望書を昨年末、交通局に提出しました。1月31日付けで交通局より要望書に対する回答書が届き、計9回開催した検討会が公開であったことや検討会意見書、検討会に提出された資料、議事録を交通局のウェブサイトで公開していることから検討会意見書についての説明会を改めて公開の場で行う考えはないが、今後作成する報告書の中で、意見書の内容をより分かりやすく伝えるよう努めること、六番町駅のアスベスト飛散時にばく露した可能性のある六番町駅駅員に意見書の内容について周知すること、六番町駅のアスベスト飛散時に六番町駅を利用した乗客等からの健康の影響に関する相談に対応する相談窓口を交通局内に設置したこと、六番町駅機械室内に残る吹付アスベストの除去については、再発防止策を講じたうえで、必要な時期に実施すること等が示されました。

### アスベスト飛散事故のコスト

第9回検討会での久永直見氏の意見が印象深かったので最後にご紹介します。

「今回このアスベスト漏えい事故で、いくらお金がかかったのかということを考えたい。元々（換気機械室扉の）ガラリが塞いであれば、（アスベストは）外には出なかったという事です。ガラリを塞ぐ費用というのは、恐らく多く見ても千円は掛からず、もしかしたら100円で済むかもしれない。しかし、事故後3年かけて、外部業者に（事故調査の為の仕事）委託し、毎回の検討会の為に事務局の担当者が寝る時間も削って頑張り、構成員が出てきて時間を使い、傍聴者も毎回出席し、大変な時間を使っている事で莫大なお金と労力が掛かっていると思います。それだけの事が起こるのだから、このようなことを繰り返してはいけません。また、ここまで皆で努力して意見書を作成して、ありがとうございました、ご苦労様でした、頑張りますというだけで終わりではなく、活用できるよう本当に実施していただきたいと思います」。

（事務局 成田 博厚）

## ☆山梨支部を設立しました

2016年12月3日に山梨県建設組合連合会館にて「山梨支部」の設立の集いを開催しました。また永倉冬史さん（中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長）の『あなたの身近なアスベスト問題』と題した記念講演会も行いました。患者と家族の会から10人、山梨県建設組合から14人、一般参加1人（石綿除去業者）の合計25人の参加となりました。



山梨支部の会員数は本人4人、家族2人、賛同団体1団体の7会員で、支部世話人には有泉氏が就任されました。会員の「疾病別」では中皮腫3人、肺がん1人、胸膜プラーク2人、「業種別」では建設業2人、製造業2人、公務員2人となります。支部の窓口は山梨県建設組合連合会内に置き（山梨県甲府市下石田2-10-24 電話055-232-8845 FAX055-226-4014）、相談対応は鈴木江郎（支部事務局）が行います。

山梨県内での患者と家族の会としての相談活動は2014年度から開始し、これまでに計10回の相談会を開いてきました。2015年度から相談会は地元の建設組合である山梨県建設組合連合会の会議室を無償でお借りし、また建設業の被災者が多いので建設組合には賛同団体として会に入会してもらい、相談会にはアドバイザーとして参加して頂きました。

これまでの相談者は合計27人で、「業種別」では建設業12、製造業4、公務員3、ばく露不明4、ビルメンテナンス1、自動車整備業1、環境ばく露1、「職種別」では大工6、電気工事関連3、タイル・給排水・解体工事2、内装・軽天工2、吹付工1、工場配管関連1、ビルメンテナンス1、自動車関連2、石綿製品製造2、教員1、ばく露不明4、環境ばく露1、「疾病別」では中皮腫10、肺がん6、胸膜プラーク4、びまん性胸膜肥厚1、間質性肺炎2、その他4です。そのうち、労災業務上決定が3件（大工・タイル工・配管製造業）で、公務災害請求中が1件です（教員電気工事関連）。

これからの山梨支部の活動として①被害者救済の相談活動②講演会等の啓発活動③医療機関への訪問④厚生労働省、山梨労働局、県内労働基準監督署への要請活動⑤会の本部や他支部との交流等を行っていきます。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会山梨支部事務局 鈴木 江郎）

## ★石綿肺がんで亡くなったニチアス羽島工場元労働者の遺族が

### アスベスト被害国家賠償訴訟を提訴

1月31日（火）にニチアス羽島工場で中学卒業後から定年退職まで、アスベストを含有する摩擦板、けい酸カルシウム板等の製造作業に従事し、石綿肺と石綿肺がんに罹患し、2003年に66歳で死亡した元従業員の男性1人の遺族2人が国に1430万円の損害賠償を求めるアス

ベスト被害国家賠償訴訟を岐阜地裁に提訴しました。提訴後、この訴訟を担当する位田浩弁護士、平方かほる弁護士、ニチアス元労働者の山田益美さん、労職研事務局の成田で記者会見を行い、夕方のテレビニュースや翌日の岐阜県内の朝刊各紙で報道されました。



岐阜地裁へ提訴後の記者会見

## 1. アスベスト被害国家賠償訴訟について

2014年10月9日、最高裁は、泉南アスベスト国家賠償訴訟（第1陣、第2陣）について、国の責任を認める判決を下しました。

泉南アスベスト訴訟は、大阪府泉南地域のアスベスト工場の元労働者やその遺族が、アスベストによる健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためであるとして、国家賠償を求めた事件です。

最高裁は、「労働大臣は、1958年5月26日には、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり、旧特化則が制定された1971年4月28日まで、労働大臣が旧労基法に基づく省令制定権限を行使しなかったことは、旧労基法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法である」とした上、被害者の被った損害の2分の1を限度として国の責任を認めました。

厚生労働省は、この判決を受けて、判決で認められた国の責任期間内（1958年5月26日～1971年4月28日）に、局所排気装置を設置すべき石綿工場で働いて、石綿関連疾患に罹患した労働者やその遺族に対し、訴訟上の和解手続きにより損害賠償を行うことを表明しました。

今回の国賠訴訟は、この国の和解解決方針を踏まえたものです。

これまでに、さいたま、東京、大阪、神戸、奈良、高松、鹿児島等の各地方裁判所でアスベスト被害国賠訴訟が提訴されています。岐阜地裁では、昨年9月15日にも羽島での活動を通じて知り合った3人の被害者の遺族達が提訴しています（もくれん85号に記事掲載）。

アスベスト被害国家賠償訴訟については、厚生労働省が毎年公表している石綿被害の労災認定件数などと比べると、提訴件数が非常に少ないのが現状です。国の示した和解解決方針の一層の周知が求められていますが、国はリーフレットやポスターを労働基準監督署等に配置するのみで、労災認定された被災者への直接の周知などは行っていません。

## 2. 国（厚生労働省）の和解要件について

国は、次のような要件が満たされれば、訴訟上の和解により一定金額の損害賠償を行うことを表明しています。

- ① 昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと。

※労災保険や石綿健康被害救済法による給付を受けている方であっても、上記期間内に労働者として石綿粉じんにはく露する作業に従事した方は対象となります。

- ② その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。

※「石綿による一定の健康被害」とは、石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚などをいいます。

- ③ 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

以上が国の和解要件ですが、注意点があります。

まず、①の石綿粉じんばく露作業については、被害者がアスベスト製品の製造をしていた場合だけでなく、石綿粉じんの発生・飛散している工場内へ立ち入る作業（荷役での立ち入り、点検や修繕、打合せ等のための立ち入り）も該当する可能性があります。

次に、②健康被害については、労災の対象になっている石綿関連疾病（中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水）のうち石綿肺には注意が必要です。労災認定されるのは、じん肺管理区分が管理2、管理3イ、管理3ロでじん肺法上の法定合併症（肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気胸、続発性気管支拡張症、肺がん）を発症しているか、じん肺管理区分が管理4とされたものです。しかし、国賠訴訟では、労災認定されない管理2、管理3イ、管理3ロも含まれます。

最後に、③の請求期間については、死亡から20年を経過すると、損害賠償請求権が消滅します（除斥期間。民法724条後段）。

### 3. 今後の提訴について

今年中にアスベスト被害国家賠償訴訟提訴を予定しているニチアス元労働者や元労働者の遺族の方々がありますが、労職研、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は全力で支援していきますのでご支援をよろしくお願いいたします。9月15日に提訴した訴訟の第4回口頭弁論と今回、1月31日提訴した訴訟の第1口頭弁論は4月19日13時30分に行われる予定です。

（事務局 成田 博厚）

## ☆外国人実習生受入れ企業による市議提訴事件の報告 2

前回報告後の昨年11月25日と今年2月3日に名古屋地裁岡崎支部で公開口頭弁論が開かれました。その報告です。

その前に事件の概略を復習します。

企業単独型外国人技能実習制度で安城市の株式会社丸三金属が受け入れた中国人実習生から、社内で実習生関係の事務を担当している中国人女性ブローカーがパスポート、通帳、印鑑を取り上げ、給与明細書も渡されず、毎月生活費分1万円程度を渡されるだけで、残業時間も自分の貯金がどうなっているかも分からない、との相談が西尾ユニオンにあった。同ユニオンは会社に団交と説明を求めたが、社長不在などを理由にこれに応じず、ブローカーか中国人係長が対応、先延ばしにするうち、窓口を弁護士に限るとして膠着状態となっていった。その間入手した資料により、実習生本人たちの知らないうちに彼らの給与支払報告書に偽りの扶養家族の名前が記載されていたことが明らかとなった（後にブローカーが修正申告した。）。給与支払報告書の件について同市市議会議員の石川つばさ氏が、同市議会で社名をあげて、「市の正確な税額計算を妨げている。」との趣旨の発言をした。この発言に対して、同社が名誉棄損だとして石川議員を相手に1,000万円の損害賠償と新聞への謝罪広告掲載を被告に求めたもの。（ちなみに同社は、西尾ユニオンに対しても、これ以上要求を続けるなら同じく訴訟提起すると表明したため、いわゆる「スラップ訴訟」ではないかと問題視されている・・・）

第2回口頭弁論では、次回までに、被告(議員側)に実習生関係の資料の邦訳提出が求められ、原告(会社側)にも虚偽記載ほかに関して説明するよう求められました。

第3回口頭弁論の前に出された書面で、ブローカーと言われている中国人(以下、A氏という)について、会社は、何の権限もない単なる半日勤務のパート社員であって、同じ中国人女性として女性の留学生に接する機会が多かったにすぎない者だと説明しています。そして、今まで不正はなかったとしていた主張を変え、社内ヒアリングも踏まえ、そのA氏が通帳、印鑑を預かり、会社が払った給与の一部を保管した違法が疑われるとしました。その上で、そのA氏が不正を認めて退職し、会社はまったく知らなかったので責任はない、との主張をしました。また、会社は、労働基準監督署の調査があったことを認めたものの、そのA氏の単独行為であって会社が関与していなかったため処分を受けていないこと、会社には税法違反による利益がないからその動機もないことを、あわせて主張しました。

会社のこれらの主張について、石川議員は、会社が関与しないA氏の単独犯とは、トカゲのしっぽ切りそのものであると批判しています。また、会社には税法違反による利益がないとの主張についても、すべて正しく事務処理されている限りでは一般論として通じ得るが、給与明細書も渡していない状況では、給与から天引きされた税額と実際に市に納められる税額に差があれば、差額が会社の利益になり得ると指摘しています。また、社内ヒアリングといっても、社長、中国人係長、弁護士の3人に、実習生1人が囲まれてのものであって、A氏の単独行為であることを認めないと不利になると感じさせるやりとりがあったとの情報にも注目しているとのことでした。

公判の際、会社側から、提出済みの税務関係書類にある手書きメモは、社長の手によることを取立てて説明していました。メモは社長が追記したが、作成に社長は関与していないことを表明したのかも知れません。

次回までに、今回会社が提出した書面に対する議員側の認否の主張を提出するそうです。

今回の口頭弁論で、会社側は不正がなかったという主張から、不正があったかもしれないが、A氏の単独行為であって会社に責任はないとの主張に変更しました。

今後気になるところでは、給与明細書の交付の有無と会社の関わりがどうだったか、権限のない単なるパート社員が単独で不正を続けたとしても、会社の使用者責任はどう議論されるのか、入管が実習生受入れ企業を処分する不正行為認定があったかどうかの確認とその評価、などがあります。また、事実の確認のためには、単独犯とされているA氏の証人尋問や、実習生自身の証言などを調べることになるのかどうかとも焦点になるでしょう。

しかし、あくまでも名誉棄損にあたるかどうか争点の裁判ですから、これに限った範囲のやりとりになるようです。

個人的に気になったのは、会社側の準備書面では「実習生」ではなく、すべて「留学生」と記している点です。会社の実習生受入れの意識がどのようなものであったのかも、今後の主張を通して見ていきたいものです。

2回とも20名余りの傍聴人がみえて、議員と企業の紛争としても地元では注目を集めているようです。

次回の公判は、4月14日午前10時から、岡崎地裁です。

(労職研運営委員 榊原 悟志)

## ★静岡県立大学でユニオン活動を紹介！



静岡県立大学国際関係学部で、『多文化共生論』を担当している高畑幸准教授にひょんなことから面識を得て、かの教授のゼミにゲストスピーカーとして招ばれることになりました。

現在、私は、遠州労働者連帯ユニオンという、浜松市を本拠地とする地域合同労組の書記長として、もっぱら外国人の労働問題・トラブルに取り組んでいます。私が、社会に出て以降どのような職業に就き、この活動に至ったのか、その経緯を話してもらいたいというのが高畑先生の要請でした。

また、外国人たちが日本で働くときに、現実としてどのようなトラブルに直面しているのか、ユニオンの活動内容を含めて話してもらいたいということでした。話のテーマは、『多文化共生を仕事にする』となりました。

1月26日午後、静岡市はJR草薙駅にほど近い、静岡県立大学キャンパスに出向きました。学生さんたちは、40人程度が入ればいっぱいになるかという小さめの教室の後ろ寄り半分に陣取り、1時間半程度の話を、私語することもなく、じっと聞いてくれました。後半の質疑応答の時間でも、先生に促されてようやく発言するなどあまりにおとなしいので、退屈な話になっちゃったかなと申し訳ない気持ちになりましたが、話終了後に教室で書いた一言感想カードを、後で読ませていただいてびっくり。

『労働者にとって不当な扱いを受けたとしても、権利を主張することはとても勇気がいることだと思うので、ユニオンという機関があり、寄り添って共に闘ってくれるのはとても心強いなと思った。』とか、『妥協したり、我慢したりするのではなく、まずは身近に相談できる人を見つけるのが重要だと思った。』、『「文句が、正当な文句である」と自信が持てていれば、会社と闘うという立場になっても前向きにがんばれるのではないかと思った。』など、こちらが伝えたいところをきっちりつかんでいてくれたのです。

ユニオンという組織があることを初めて知ったという人がほとんどの中、(たぶん、初めて向き合った)労働基準法や外国人労働者のトラブル事案・最前線の状況等々、学生さんたちには普段耳にしたことがないだろう用語が多々混じる話を聞いて、短い時間の中でよくぞ芯をつかまえてくれたなあというのがこの日の私の感想。

質疑応答の中で、「アルバイトをしているが、権利を主張したばかりに職場に居づらくなってしまったんだけど、そういう時はどう対処すればいいのか。」という質問があり、「そうした時のためにユニオンの仲間がいる、ユニオンを利用して。」と答えました。些細であっても、自分にある当り前の権利を主張すると、こんな状況になりがちなのは、日本人であろうと外国人であろうと変わりはありませんが、外国人には言葉のハンディがあり、これによりいっそうトラブルが重くなることは言うまでもありません。

学生さんたちは、『外国人にも、日本の社会で働くときにはいろいろな権利があることが分かった。』、『(外国人には)労働者の権利を正しく教えることが大切。それについては多言語による支援が大切。』とも感想に書いてくれました。働くという立場の平等性、ハンディのある状況への支援が大切と、テーマの芯をここでもつかまえてくれたかなと、たいそう頼もしく思いました。

最後に、『多文化共生に対するユニオンの役割』というテーマで、誰か卒論を書いてくれないかな?と学生さんたちに水を向けて話を終えましたが、こんな貴重な機会を持って本当にありがたく、また彼らが将来立ち止まらざるを得ない時に、難事をブレイクスルーするきっかけが、

私自身の経験のように、ユニオンという組織を知っていたということであれたらと願った事でした。

(遠州労働者連帯ユニオン 書記長 岡本 真弓)

## ☆・・・「天上からの一筋の光」・・・



今年も正月を迎えることができました。手術の同意書に「成功しても3年生存率は20%」と印字された文章を見た時には心の中ではもう次の正月は迎えられないかもしれないと絶望感でいっぱいでした。でも幸いなことに今年で4度目の正月を迎えることができました。

私は中皮腫を宣告された時、自分を見失ってしまうほど落ち込んでしまいました。何もやる気が起きず敷居に座り茫然と庭木を眺め続け時間だけが過ぎるという毎日でした。そんな私に妻は「元気出して。」などの慰めの言葉をいっさい言わず、まったく今までと変わらない日常の生活言動で接してくれました。この真逆の言動のお陰で助かりました。もしこの時私と一緒にあって喚き悲しまれていたら私の心は更に落ち込み崩れ落ちていたと思います。

3か所目の病院で最初に診察して下さった先生は20分間ほどこれまでの病院での診断状況や私の心情の吐露を聞き終えると「分かりました。それでは一緒に頑張ってみましょう。」と言って私の両掌を先生の大きな両掌で包み込み上下させました。これまでの先生は中皮腫の怖さと早期治療を言うばかりでしたので驚きました。中皮腫は怖い病気だけれども治る病気なんだと私は一瞬錯覚しました。この先生に私の命を託そうと思った瞬間でした。

妻が娘たちに口止めしていたのかどうか分かりませんが、娘たちも病院に見舞いに来ても余計な慰めの言葉など発せずまるで盲腸の摘出程度の手術で入院しているかのようでした。

東京から友人たちが見舞いに来てくれました。片道5時間も東名高速道路を走って来て病室には僅か1時間ほど。その間病気の話などせず「お前の顔を見て安心した。」と言い残して帰りました。翌年彼らは私の自宅にも同じ行程で来て同じ言葉を残し帰って行きました。

人は暗黒の世界に閉じ込められても『天上からの一筋の光』が差ししてくれば生き長らえることができると聞いた事があります。暗澹たる心に生きる希望が芽生えるからだそうです。私にとって家族や主治医や友人たちの慈愛の心が『天上からの一筋の光』となりました。

中皮腫の宣告。成功しても3年生存率は20%の手術。それらが私の心に死の恐怖となって襲いかかってきました。と同時に私の心に「お前はこのままだで死んでしまうのか。」と響きました。「そうだ、自分が生きてきた証しを残さなければ。」と思いました。それが拙著【藤堂主任助けてください】です。40年間建築業界で1級建築士として生きてきた記録です。

闘病生活を続ける私の心にまた「お前はこのままだで死んでしまうのか。」と響きました。そして中皮腫の怖さを世の人々に訴えなければと書き上げたのが拙著【仄かな希望】です。何としても完成させようと著作に没頭した事が『天上からの一筋の光』になったと思います。

家族などの慈愛の心が外面的要素とすれば一心不乱に著作し完成したいとの心が内的要素と言えます。この両方の要素が相乗効果を成して4度目の正月を迎えられたと思います。

5度目の正月を迎える為にも内的要素を更に向上させるよう頑張りたいと思います。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章)

## ★事務局からのお知らせ

### ★労職研第14回総会のお知らせ

日時：6月11日（日）午後

場所：ウインクあいち特別会議室 1309

（名古屋市市中村区名駅 4-4-38 TEL 052-571-6131）

記念講演：一般社団法人医学と社会・連携支援機構代表理事／労職研顧問

小林章雄先生

タイトルは未定です。詳細は後日お知らせします。是非ご参加ください。

### 労職研の活動



1月			2月		
	7日	名古屋労職研運営委員会		4日	由井滋さんを偲ぶ会
	12日	名古屋労職研事務局会議		7日	アスベストユニオン会議
	16日	クレーンオペレーター蒲さんの 労災裁判傍聴		8日	中皮腫・アスベスト疾患・患者 と家族の会東海支部集い
	19日	厚労省交渉		9日	名古屋労職研事務局会議
	21日	アスベストユニオン大会&千 葉アスベスト健康被害相談会		9日	東海在日外国人支援ネットワ ーク会議
	27日	メンタルヘルス・ハラスメント 対策局例会		18日	多文化ソーシャルワーカーフ ォローアップ研修
	28日	コミュニティユニオン東海会 議		22日	中皮腫・アスベスト疾患・患者 と家族の会活動者会議&学習 会
	31日	ニチアス羽島工場アスベスト 被害国家賠償訴訟提訴&記者 会見		27日	クレーンオペレーター蒲さん の労災裁判傍聴
				28日	大阪建設アスベスト訴訟第2 陣2次提訴記者会見

### 【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

### 発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/